

男女共同参画会議（第 61 回）

議 事 録

内閣府男女共同参画局

# 男女共同参画会議（第 61 回）

## 議 事 次 第

日時 令和 2 年 11 月 11 日（水） 17:30～17:56

場所 総理大臣官邸 2 階大ホール

1 開会

2 議題

第 5 次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について（答申）

3 閉会

## 【出席者】

	菅	義偉	内閣総理大臣
議長	加藤	勝信	内閣官房長官
議員	武田	良太	総務大臣（代理 新谷 正義 総務副大臣）
同	上川	陽子	法務大臣
同	茂木	敏光	外務大臣（代理 宇都 隆史 外務副大臣）
同	麻生	太郎	財務大臣
同	萩生田	光一	文部科学大臣
同	田村	憲久	厚生労働大臣
同	野上	浩太郎	農林水産大臣
同	梶山	弘志	経済産業大臣
同	赤羽	一嘉	国土交通大臣
同	小此木	八郎	国家公安委員会委員長
同	橋本	聖子	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
同	小西	聖子	武蔵野大学人間科学部長・教授
同	佐藤	博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	鈴木	準	株式会社大和総研執行役員
同	高橋	史朗	麗澤大学大学院特任教授・モラロジー研究所教授
同	納米	恵美子	全国女性会館協議会代表理事
同	松田	美幸	福津市副市長
同	室伏	きみ子	お茶の水女子大学長
同	芳野	友子	日本労働組合総連合会副会長
出席者	坂井	学	内閣官房副長官
同	岡田	直樹	内閣官房副長官
同	杉田	和博	内閣官房副長官
同	亀岡	偉民	復興副大臣
同	中山	泰秀	防衛副大臣
同	吉川	赳	内閣府大臣政務官
同	宮崎	勝	環境大臣政務官

○橋本男女共同参画担当大臣 ただいまから、第 61 回「男女共同参画会議」を開催させていただきます。

議事に入る前に、私から、1点、お知らせをさせていただきます。

政府では、毎年 11 月 12 日から 11 月 25 日までの 2 週間、女性に対する暴力をなくす運動を推進しており、明日がその初日となります。本日御出席の皆様には、女性に対する暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンを御着用いただきました。女性に対する暴力の根絶に向け、皆様におかれましては、引き続き一層の御協力をお願い申し上げます。

それでは、会議の開催に当たりまして、議長であります加藤内閣官房長官より御挨拶をお願いいたします。

○加藤内閣官房長官 第 5 次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方について、昨年 11 月、安倍総理からの諮問を受け、専門調査会において御議論いただき、この度、答申案をまとめていただきました。御尽力いただきました佐藤専門調査会会長をはじめ、有識者議員の皆様方には心から感謝を申し上げたいと思います。

日本のジェンダー・ギャップ指数は、直近では 153 か国中 121 位という大変残念な状況にあります。高度人材の獲得や我が国の評価にも関わる問題という危機感を持って、男女共同参画社会の実現に向けた取組を強化していく必要があると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により、DV や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用・所得への影響などが顕在化しており、対応が急がれているところであります。

本日は、新たな計画策定に当たっての基本的な考え方の答申案について、男女共同参画会議として取りまとめ、総理に答申をしたいと考えております。

議員の皆様方におかれては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございます。

○橋本男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。

まずは、答申案について、第 5 次基本計画策定専門調査会において会長として取りまとめに尽力された佐藤専門調査会長から、一言お願ひ申し上げます。

○佐藤議員 ありがとうございます。

お時間をいただきましたので、今回の基本的な考え方を取りまとめる際に留意した点について簡単に御説明させていただければと思ひます。

昨年 11 月の諮問を受け、男女共同参画会議の下に設置された第 5 次基本計画策定専門調査会で検討を行い、本日の資料として配付しております答申案を取りまとめさせていただきました。

この間、国民の皆様からの意見募集では約 5,600 件、オンラインで開催した 2 回の公聴会では約 550 件の御意見をいただきました。本答申案では、これからの社会を担う若者を含め、多くの方々からいただいた御意見をできる限り反映したものです。

第 4 次計画策定後、女性活躍に向けた法制度面の整備はかなり進み、一定の進歩は見られました。しかし、諸外国の取組スピードはもっと速く、諸外国と比較すると日本は遅れてしまっています。本答申案は、このことを真摯に受け止め、今が国民一人一人の幸福を高めるとともに日本

の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であるという認識の下、女性の活躍の促進に向けた取組を一層加速するという観点や、支援を必要とする女性等を誰一人取り残さないという観点、更に新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を踏まえた諸施策を盛り込んでいます。

また、更なる検討が必要な課題として、政党に対するクォータ制等の取組の要請や選択的夫婦別氏があります。専門調査会としては、これらの課題について、基本計画策定時にはもう一段踏み込んだ議論を期待しています。

詳細につきましては、林男女共同参画局長から御説明いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○橋本男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

続きまして、林男女共同参画局長、説明をお願いいたします。

○林男女共同参画局長 それでは、資料1に沿って御説明いたします。

本基本的な考え方は、今後5年間を見通して、コロナによる影響や、人生100年時代、女性の51%は90歳まで生きるといった女性を取り巻く様々な情勢変化を踏まえたものでございます。足元を見ますと、世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数では日本は先進国で最も遅れており、取組を加速する必要がございます。これまで、いわゆる202030目標に向けて取り組み、女性就業者数や上場企業の女性役員数の増加などに道筋をつけてまいりました。しかし、全体として30%に到達しそうとは言えない状況でございます。こうしたことから、新しい目標として、一番下にあるように、2030年代の社会に向けた通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指すこととしております。

2ページ目以降は、各分野の主なポイントを記載しております。まず、左上の政策決定過程につきましては、地方議会における取組や最高裁判事を含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう要請することを盛り込んでおります。また、右下の科学技術分野では、研究費採択などで育児による研究中断に配慮することなどを記載しております。

3ページ目でございます。左上の暴力の根絶に関しましては、コロナで増えておりますDVにつきまして、相談支援体制の強化等を盛り込んでおります。また、右上の健康分野では、不妊治療の保険適用の実現等を盛り込んでおります。

4ページ目でございます。左上の各種制度の分野では、選択的夫婦別氏について記載しております。若い女性では過半数が制度の導入に賛成しており、また、パブコメなどでは、一人っ子同士など、実家の名前を残したいためなかなか結婚できないという意見もありました。また、右下の推進体制の強化では、計画の中間年に点検・評価を実施することを盛り込んでおります。

以上でございます。

○橋本男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

それでは、意見交換を行います。

時間の都合上、御発言は1分以内でお願いいたします。

まずは、有識者議員から、御発言があればお願いいたします。

初めに、小西議員、お願いします。

○小西議員 小西でございます。

私は、第5分野の視点から発言したいと思います。

ようやく最近になって、社会や家庭の中に広がる性暴力について重大な問題だという認識が共有されるようになってきたと思います。政府が性暴力の被害者への支援について、令和2年からの3年間を対策の集中強化期間として関係省庁が連携を図って対策を進めていくとされたことについては、多領域からの実効性のある取組を速やかに進めるとされたことに感謝しております。ただ、時期を逃すことなく速やかに対策を進めていただければと思っております。

また、DVへの対策ですが、今、コロナで増加しているということをお話いただきましたけれども、暴力から被害者を逃すというこれまでの目的だけでなく、被害を受けた女性と子どもあるいは男性も含め、安心して健康な生活を送れるよう、総合的な新しいスキームをつくっていただければということをお願いしております。

以上です。

○橋本男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

鈴木議員、お願いします。

○鈴木議員 鈴木でございます。

一言、意見を申し上げたいと存じます。

2010年頃をピークに15歳以上人口が減少する中でも、2013年から2019年の7年間で就業者数は444万人増え、うち334万人が女性でした。これは、女性活躍政策の意義がいかに大きいかを実証したということだと思います。ただ、逆に言えば、我が国は男女共同参画が著しく遅れていたということでもあります。今後は、女性の就労促進が働き手を増やすということにとどまらず、雇用の多様化や個々人の希望がかなう状況を広げることで、新しいアイデアやイノベーションを生まれやすくし、一人一人のQOLや所得を向上させていくことが肝心だと考えます。

基本計画も第5次を迎えまして、課題の洗い出しや状況の見える化はかなり進んだと思います。男女が均等に利益を享受し、共に責任を担う社会の実現に向けては、国民運動的なアプローチに加えまして、取組と成果の因果関係を重視した費用対効果の高い施策に重点化するなど、EBPMやPDCAの確立の視点も取り入れて推進していただきたいと思っております。

以上です。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、高橋議員、お願いします。

○高橋議員 私は、資料1の4ページにあります選択的夫婦別氏制度の導入について、意見を申し上げたいと思っております。

この資料1の4ページの図がでございます。選択的夫婦別氏制度に関する調査結果をどう見るかということでございますが、男女の合計が総数には示されていますが、18～29歳、30代は女性のみ統計が出ております。しかし、実は男性を含めると20代の反対が30代よりも6.2%高くなっています。同制度を容認する人で実際に別姓を希望するのは2割未満で、別姓希望者は全体の8.4%にすぎず、子供に好ましくない影響があると答えた方が63%を占めています。こうした国民意識の動向も踏まえて、「児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」（児童の権利条約第3条）という視点にも配慮しながら、十分に論議を尽くす必要があることを申し上げたいと思

います。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、納米議員、お願いします。

○納米議員 納米でございます。

基本的な考え方につきましては、専門調査会での活発な議論を踏まえて、橋本大臣のリーダーシップの下に、公聴会、パブリックコメント募集に寄せられた意見を極力取り入れる形でまとめてくださった事務局の労に感謝を申し上げます。

私は、安全・安心ワーキングに関わり、女性に対する暴力に関する専門調査会にも関わっている立場から、第5、第6、第7分野に盛り込まれた事項を着実に実施していただきたいと思えます。

特に、生涯を通じた働き方の男女格差の解消、暴力につきましては、その予防、若い人たちへの予防教育、虐待対応との関連においても、早期発見・早期介入の意味から両親学級や新生児訪問の機会を捉えての発見や啓発が大切だと思います。また、性についての正しい知識を伝える教育は負のスパイラルを断ち切る鍵を握ると思います。暴力は、これまでは被害者支援が中心に行われてまいりましたが、車の両輪として加害者への働きかけも非常に重要であると思います。これらについて、コロナ禍への対応を一過性のものに終わらせるのではなく、問題の根本を変革していくことが大切だと思います。

よろしく願いいたします。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、松田議員、お願いします。

○松田議員 福岡県福津市の松田でございます。

今回の考え方の中で一番重要なのはスピード感だと思いますし、中でも特に政治分野における短期で成果を出す取組がますます重要になってくると思っています。

地方におきましても、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は改善されつつありますが、第9分野に挙げられておりますような配偶者扶養控除や第3号被保険者制度、企業の配偶者手当などの制度がスピードを遅らせています。このことによって高齢女性の貧困につながったりもしますので、一人一人が経済的にも自立する社会づくりを推進するためにも、配偶者の働き方に中立的な制度への転換が急がれると思います。

なお、今回、ユースの声を積極的に聴いていただいたことで、性と生殖に関する健康と権利の視点に基づく施策をはじめ、当事者の声を反映した施策が推進されることに大変感謝と期待をしております。今後も、様々な政策立案過程に若い世代の参画を担保していただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、室伏議員、お願いします。

○室伏議員 室伏でございます。

我が国の科学技術・学術分野での男女共同参画は、世界的に極めて立ち遅れておまして、今回の第5次基本計画では、その課題を打開すべく、具体的な方策に踏み込んだ提案がなされています。これまで、多様な分野での研究開発に男女の心身の差異への配慮や女性の視点を導入することで、個人的・社会的なリスクや損失を大幅に減らせるということが報告されており、欧米諸国では既に性差の視点を踏まえた研究開発が政策として進められています。

女性たちが能力を発揮できる環境を整備するとともに、性差に基づいた研究、教育、イノベーションを推進することが、持続可能で多様性と包摂性のある未来社会の構築につながります。

私たち大学人は、男女共同参画から生まれるイノベーションの創出に取り組んでまいりますので、是非今後とも御支援をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、芳野議員、お願いいたします。

○芳野議員 連合の芳野でございます。ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大、コロナ禍は、私たち、働く者にも少なくない影響を及ぼしており、いまだ終息の兆しが見られていません。

コロナ禍では、女性が占める割合の大きい非正規雇用者における雇用の不安定化や、テレワークの普及などにより家庭内の無償労働の女性への負担が大きくなるなど、課題が改めて浮き彫りになりました。

9月には、内閣府男女共同参画局にコロナ下の女性への影響と課題に関する研究会が設置されましたが、残念ながらこの研究会には労働側のメンバーが参画できておりません。

第5次男女共同参画基本計画の実行に当たっては、女性の視点、私たち働く者の視点を置き去りにしない、誰もが安心して働き続けられる社会を実現するための積極的な取組がなされることを強く要望いたします。

よろしくをお願いいたします。

○橋本男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

なお、本日御欠席の吉村議員からも御意見の提出がありました。資料3として配付させていただいておりますので、御覧ください。

続いて、閣僚の皆様から、簡潔に御発言をお願いいたします。

まず、上川法務大臣。

○上川法務大臣 法務省においても、性犯罪・性暴力対策の強化方針に沿って、刑事法に関する検討や再犯防止施策の更なる充実といった各種施策をスピード感を持って進めてまいります。

また、父母の離婚に伴う子供の養育の在り方については、チルドレンファーストの視点に立ち、女性の社会進出や女性の活躍にもつながるよう、各方面の声を聴きながら、あるべき家族法制についてしっかり検討してまいります。

さらに、法務省においても、女性職員はもちろん、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得促進を含め、男女問わず働きやすい職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスを更に推進してまいります。

以上です。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、萩生田文部科学大臣、お願いします。

○萩生田文部科学大臣 男女共同参画を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮し社会形成に参画する必要があるとあり、その基礎となる教育・学習が重要です。

また、科学技術分野やスポーツ分野における女性活躍の促進も重要な課題です。

文部科学省としては、基本的考え方を踏まえ、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする

教育・学習の充実、子供を性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための教育の推進、科学技術イノベーションを担う女性の活躍促進、スポーツ分野における女性の参画拡大等の取組を推進してまいります。

以上です。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、田村厚生労働大臣。

○田村厚生労働大臣 男女共同参画社会の実現は非常に重要な課題と認識しているところであり、政府目標も念頭に置いて、厚生労働省は民間企業における女性活躍の推進に積極的に取り組んできたところであります。

女性活躍に関する一般事業主行動計画の策定義務や情報公表義務の対象企業の拡大、情報公表の強化、プラチナえるぼし認定制度の創設などが盛り込まれた改正女性活躍推進法が本年6月から順次施行されており、これに基づく取組を着実に推進してまいります。

併せて、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現に向けた働き方改革関連法の円滑な施行、男性の育児休業取得の一層の促進、待機児童の解消に向けた保育の受け皿整備などを進め、仕事と生活の調和が図られ、女性が一層活躍できる社会の実現を目指してまいります。

以上です。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、野上農林水産大臣。

○野上農林水産大臣 農林水産業の発展のためには、女性の活躍が不可欠です。女性が経営主や幹部となっている農業経営では利益増加率が高いといったデータもあります。女性に知恵や能力を発揮していただき、経営をリードしていただくことが必要だと考えております。

一方で、女性の活躍にはいまだ課題があることも事実です。農林水産業において、女性が輝いて、地域の経済を活性化する大きな力となっていくように、働きやすく暮らしやすい環境をつくるとともに、活躍されている女性農林漁業者の姿を全国に発信するなど、女性の活躍を強力に後押ししてまいりたいと思います。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、梶山経済産業大臣。

○梶山経済産業大臣 第4次男女共同参画基本計画の下、経済産業省では、特に経済分野における女性の活躍を推進すべく、なでしこ銘柄選定やダイバーシティ経営企業100選、女性起業家支援などに取り組んでまいりました。

女性起業家の割合が目標を達成するなどの進捗は見られますが、企業における女性活躍は、着実に前進しているものの、国際水準から見れば道半ばであります。

こうした状況を踏まえ、第5次基本計画においても、女性の活躍を企業の競争力、ひいては経済の活性化につなげるべく、引き続き各種施策を強力に推し進めていくことが肝要だと考えております。

以上です。

○橋本男女共同参画担当大臣 次に、赤羽国土交通大臣、お願いします。

○赤羽国土交通大臣 ありがとうございます。

国土交通省では、建設業や観光産業などの所管業界における女性活躍推進や子育て世代が移動しやすく働きやすい環境の基盤づくりに取り組んでおります。

例えば、建設業につきましては、本年1月に女性の定着促進に向けた建設産業行動計画を策定したところであり、同計画に基づき、女性が働き続けられるための環境整備等を推進してまいります。

また、観光分野におきましては、女性が一層働きやすい環境の整備に取り組むとともに、女性のキャリアアップや企業のダイバーシティ向上を通じた生産性向上についても検討を進めてまいります。

さらに、男女共同参画のための生活基盤としての公共交通機関等のバリアフリー化も進めており、来年度以降の次期バリアフリー整備目標の策定に向けて議論を深めております。

今後も、新たに策定される第5次男女共同参画基本計画を踏まえまして、女性の活躍推進にしっかり取り組んでまいります。

以上です。

○橋本男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

御意見は尽きないかと思いますが、時間の関係上、意見交換は終了させていただきます。

資料2のとおり、答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○橋本男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

それでは、案のとおり、答申することといたします。

ここで、佐藤専門調査会会長から総理に答申をお渡ししたいと考えています。

ここで、プレスが入ります。

(報道関係者入室)

(佐藤議員より菅内閣総理大臣へ答申手交)

○橋本男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

菅総理から、一言、お願い申し上げます。

○菅内閣総理大臣 この度、佐藤専門調査会会長をはじめ、有識者議員の皆様には、新たな基本計画の骨格となる基本的な考え方を取りまとめいただきまして、感謝を申し上げます。

女性は我が国人口の51%を占めます。その声を十分に政策に反映させることが重要です。政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、これまでの計画で十分に進捗していないという反省に立ち、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指し、2020年代の可能な限り早い時期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう取組を進める必要があります。

また、男性が育児休業を取得しやすくなる制度の導入を図るなど、誰もが仕事と子育て等を両立できる環境整備を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶などの取組を一層強力に進めていくことが必要です。

新型コロナウイルスにより特に女性が厳しい状況にさらされていますが、こうした中であっても女性活躍の勢いを止めてはなりません。

全ての女性が輝ける社会の構築に向けて、各大臣におかれては、答申に沿った計画となるよう、前例にとらわれず、柔軟な発想で検討を進めてください。

議員の皆様におかれましては、新たな計画の年末までの策定に向けて一層の御協力をよろしく

お願い申し上げます。

○橋本男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

ここで、プレスは退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○橋本男女共同参画担当大臣 本日決定されました答申を踏まえ、年内に新たな基本計画を策定してまいります。

関係閣僚の皆様には、基本計画の取りまとめに向け、引き続き御協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして、男女共同参画会議の第61回会合を終了いたします。

ありがとうございました。